第十七条の二の三中「第十七条の七第一項」を「第十七条の五第一項」に改め、同条第一号中「第十七条の三において準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第一項」を「第十七条の四第一項」に、「該当する福島復興再生特別措置法」を「該当する同法」に改め、同条第二号中「第十七条の三において準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第一項」を「第十七条の四第一項」に改める。

第十七条の三の三第一項中「、福島復興再生特別措置法第十七条の七第一項」を「、福島復興再生特別措置法第十七条の五第一項」に、「第十七条の三において準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第一項」を「第十七条の四第一項」に、「新たに福島復興再生特別措置法第十七条の七第一項」を「新たに同法第十七条の十三第一項」に改め、同条第二項第一号中「第十七条の三において準用する東日本大震災復興特別区域法第九条第一項」を「第十七条の七第一項」に改め、「による」の下に「認定の」を加え、同項第二号中「第十七条の三において準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第一項」を「第十七条の四第一項」に改める。

第三十一条の二の二中「第十七条の十八第一項」を「第十七条の二十四第一項」に改める。

（福島復興再生特別措置法による不動産登記に関する政令の一部改正）

第四条　福島復興再生特別措置法による不動産登記に関する政令（令和三年政令第六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十七条の二十三」を「第十七条の二十九」に改める。

第四条及び第五条中「第十七条の二十一」を「第十七条の二十七」に改める。

第六条中「第十七条の二十」を「第十七条の二十六」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄
法務大臣　齋藤　健
財務大臣　鈴木　俊一
農林水産大臣　野村　哲郎
国土交通大臣　斉藤　鉄夫
環境大臣　西村　明宏

府　令

○内閣府令第五十二号

信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令の一部を改正する命令（令和五年内閣府財務省令第五号）の施行に伴い、金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和五年六月九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令

（金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律施行規則（平成十年金融再生委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（自己資本の充実の状況に係る区分）	（自己資本の充実の状況に係る区分）
第二条　［略］	**第二条**　［同上］
［2～8　略］	［2～8　同上］
9　第二項の表中「連結自己資本比率」とは、銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第十六項、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第七項、信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第十五項、協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第四項、労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第二条第四項、農林中央金庫法第八十五条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第十二項、農業協同組合法第九十四条の二第三項に規定する区分等を定める命令第一条第四項又は水産業協同組合法第百二十三条の二第三項に規定する区分等を定める命令第一条第四項に規定する連結自己資本比率をいう。	9　第二項の表中「連結自己資本比率」とは、銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第十六項、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第七項、信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第十二項、協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第四項、労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第二条第四項、農林中央金庫法第八十五条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第十二項、農業協同組合法第九十四条の二第三項に規定する区分等を定める命令第一条第四項又は水産業協同組合法第百二十三条の二第三項に規定する区分等を定める命令第一条第四項に規定する連結自己資本比率をいう。
10　［略］	10　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（金融機関等の組織再編成の促進のための特別措置に関する内閣府令の一部改正）

第二条　金融機関等の組織再編成の促進のための特別措置に関する内閣府令（平成十四年内閣府令第八十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（健全な自己資本の状況にある旨の区分）	（健全な自己資本の状況にある旨の区分）
第五条　［略］	**第五条**　［同上］
［2～5　略］	［2～5　同上］
6　第一項第一号から第一号の三まで及び第三号から第五号までの「連結自己資本比率」とは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める連結自己資本比率をいい、第一項第一号及び第三号の「連結普通株式等Ｔｉｅｒ１比率」、「連結Ｔｉｅｒ１比率」	6　第一項第一号から第一号の三まで及び第三号から第五号までの「連結自己資本比率」とは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める連結自己資本比率をいい、第一項第一号及び第三号の「連結普通株式等Ｔｉｅｒ１比率」、「連結Ｔｉｅｒ１比率」